

1. 暫定許容値以下の飼料（牧草等）を給与する等の適切な飼養管理の徹底



2. 暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

畜産物の生産に当たっては、暫定許容値以下の飼料を給与する等の飼養管理が徹底されています。

また、牧草地においては、反転耕等の除染対策（下巻 P66「農産物に係る放射性物質の移行低減対策（1/5）－農地の除染－」）により、暫定許容値以下の飼料が生産できるような取組が推進されています。

本資料への収録日：2015年12月1日

改訂日：2017年3月31日